

令和6年4月以降 介護予防プラン原案委託の手順(寝屋川市の場合)

地域包括

①相談受付、ケース依頼

包括は、相談受付時に聞き取った情報を初回訪問までに居宅に共有すること

②初回訪問・契約

【居宅】

アセスメント、基本情報/基本チェックリスト/活動・参加チェックシートを作成

【包括】

契約、自立支援の説明、短期集中サービスの提案

※居宅と協働でアセスメントをすること

【包括⇒ケアマネジャー】

◎介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼届出書

◎介護予防サービス・支援計画書原案作成等に係る依頼書

◎介護予防サービス・支援計画書原案作成等終了報告書

④プランの作成、提出

・基本情報/基本チェックリスト/ケアプラン/アセスメントシート
・訪問指導実施報告書(訪問指導を実施した場合)

委託先居宅

③訪問指導(必要時)

訪問指導を実施する場合は、訪問指導フロー図を参考にセラピストと利用者で日時調整

包括が契約書、重要事項説明書を利用者に交付

・契約書2部、重要事項説明書2部(1部は包括で保管)

・個人情報の利用に関する同意書(原本は包括で保管)

⑤サービス担当者会議

プラン内容を説明し、同意(印鑑又はサイン)を得る
<介護予防サービス・支援計画書、利用票と別票(3か月分)>

⑥モニタリング、評価

③介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼届出書、介護保険証の提出

必要に応じて要介護認定等の情報提供請求

※事業対象者(暫定利用の結果、要介護認定を受けたが総合事業サービスのみを利用として請求する場合、届出書と合わせて基本チェックリストの提出が必要)

利用者

寝屋川市